

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1258号）	旧
<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(15)（略） <u>(16) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</u> (17)～(19)（略）</p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。</p> <p>4 （略）</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者 生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産及び保管に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの (3) （略）</p> <p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(3)（略） <u>(4) 出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関</u></p>	<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(15)（略） （新設）</p> <p><u>(16)～(18)（略）</u></p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機畜産物の出荷の日から1年以上保存すること。</p> <p>4 （略）</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者 生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産及び保管に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの (3) （略）</p> <p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(3)（略） （新設）</p>

する事項

(5)・(6) (略)

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが确实と認められること。

3 (略)

(4)・(5) (略)

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが确实と認められること。

3 (略)